

後期第十問

以下の事情から、Xの罪責を検討せよ。

1. Aは兵庫県職員であり、昭和46年9月30日から昭和50年11月31日まで、同県建築部建築振興課宅建業係長として宅地建物取引業法に基づき、地建物取引業者に対する指導監督及び同県宅地建物取引業協会に対する指導助言などの職務に従事していた者である。

昭和50年11月31日をもって、同県建築部建築総務課課長補佐に任命されると同時に同県住宅供給公社に出向となり、同公社開発部参事兼開発課長となった。

2. Xは神戸市に本店を置き、兵庫県知事から宅地建物取引業の免許を受けてこれを営む会社の代表取締役であるとともに、宅地建物取引業者で組織する社団法人兵庫県宅地建物取引業協会の常任理事兼総務委員長で同協会生田支部長である者である。

3. 昭和50年12月20日頃、XはAからかつて、前記協会の指導育成並びに同協会生田支部所属の宅地取引業者に対する指導監督などに便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼の趣旨で、Aに対し、現金50万円を供与した。

最高裁昭和58年3月25日第二小法廷決定参照